土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成十九年七月二日

広島県収用委員会

一　送達を受けるべき者

抵当権登記名義人

渡邉藤太郎相続人

藤川常一相続人

景山茂樹相続人

森下利作相続人

渡邉四平　住所不明

二　送達すべき書類の名称

一般国道三七五号改築工事（東広島・呉自動車道）（広島県東広島市高屋町溝口地内及び同市西条町下三永地内から同市西条町馬木地内まで）に係る土地収用事件の裁決書の正本

三　土地等の表示

| 所在 | 地番 | 地目 | | 地積 | | 収用する土地の面積（㎡） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 公簿 | 現況 | 公簿（㎡） | 実測（㎡） | |
| 東広島市西条町馬木 | 一一二八番 | 田 | 田 | 二〇八 | 二〇七・一二 | 二〇七・一二 |

四　送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木部総務管理局土木総務室

広島市中区基町一〇番五二号

（注意）　右書類を受領しないときは、平成十九年七月十五日をもって、その書類の送達があったものとみなされます。